

自己啓発支援のご紹介

自己啓発支援制度



対象講座の拡大で、「各種ビジネススクール」や「語学スクール」、「カルチャースクール」等も補助の対象となりました。

※ビジネス書や新聞などの定期購読補助は対象外です。
※公式的な案内のない講座は対象外です。

補助金が
できます



《毎年4月1日～翌年3月31日までの申請を累積で!》

〈組合員〉

総額に対して**1/2** 年間利用総額 **40,000円/人**

〈非組合員〉

総額に対して**1/4** 年間利用総額 **20,000円/人**

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 三越伊勢丹グループ労働組合を構成する企業における直接雇用従業員 ※ただし、アルバイトと学生は対象外とする
補助額	<p>組合員：総額に対して1/2 年間利用上限40,000円/人 非組合員：総額に対して1/4 年間利用上限20,000円/人</p> <ul style="list-style-type: none"> 「組合員」「非組合員」についての取り扱いは申請時点とし、年度中に変更があった場合は組合員上限を適用 受験・受講ともに費用支払い後の領収書をもって申請を受け付け（合否・受講修了したかは問わず） 年間利用累計額は毎年4月1日～翌年3月31日までに本制度の申請を行い受理された分まで 厚生労働省教育訓練給付制度との併用可 ※別途手続きが必要なため申請前に組合に要連絡 実際の申請書受付日より遡って1年以内の本人名義の領収書に限定 ※クレジットカード払い（紙）の領収書の場合は、但しきぎに必ず「クレジットカード利用」が必要
対象	<ul style="list-style-type: none"> 資格・講座の受験料・受講料（国家資格、公的資格、民間資格、厚生労働省教育訓練給付制度対象の資格・講座、ビジネススクール、趣味・カルチャースクール等、有料の自己啓発セミナー） テキスト代（資格取得条件、講座受講料に含まれる場合のみ） ※IMGUで団体の存在が確認できるものに限る ※入社前および組合加入前の受講や資格取得については対象としない ※取得した資格の更新のための受講は対象としない
申請方法	<p>【2021年度10月1日よりメールでの申請方法が出来るようになりました!!】 右記のメールアドレスにメールで送ってください。 jikokeihatsu@imgu.or.jp</p> <p>【申請手順】</p> <p>①必要書類を揃えます。 → ②申請書類を送る → ③給付金を受け取る</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①必要書類を揃えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新申請書 (HPより) 領収書 (※本人名義フルネーム) 資格、講座名と金額 (※領収書の内訳が分かる資料を提出!) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②申請書類を送る</p> <p>メール送信 領収書がPDFデータの場合はメール送信可、紙の場合には原本送付が必要</p> <p>※従来の送達方法や持参も申請可能</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③給付金を受け取る</p> <p>組合自己啓発担当確認後、本人口座へ振込</p> </div> </div>
支給方法	<ul style="list-style-type: none"> 受理後、不備がなければ翌月20日を目途に本人が指定する銀行口座に振り込み

2021年度分の申請は、2021年4月1日～2022年3月31日となります!

詳しくは、労働組合 自己啓発支援制度HPをご覧ください



IMGU News



ホームページ



LINE



twitter



Yammer



労働組合コミュニティは、会社PC・業務スマホから閲覧可能です。
『53_37_三越伊勢丹グループ北海道統括支部』